

マイナンバーカード及び 公的個人認証サービスの概要

令和2年11月10日

総務省 自治行政局 住民制度課

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

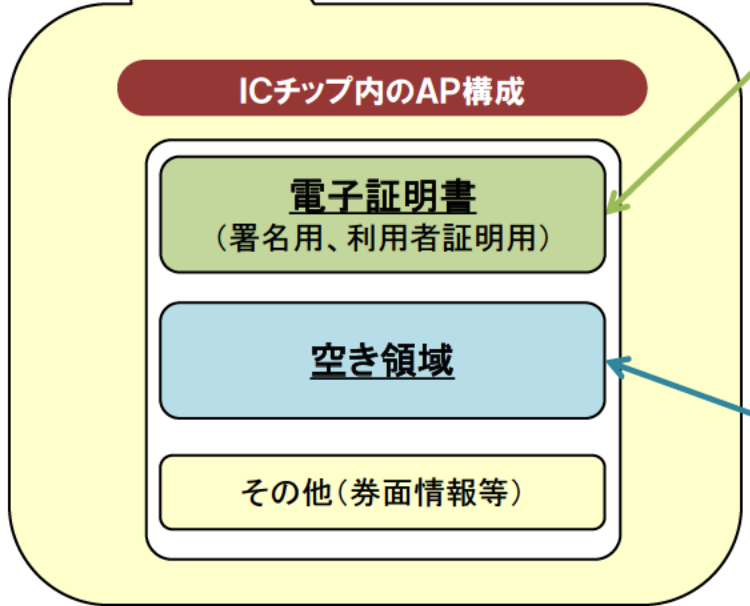
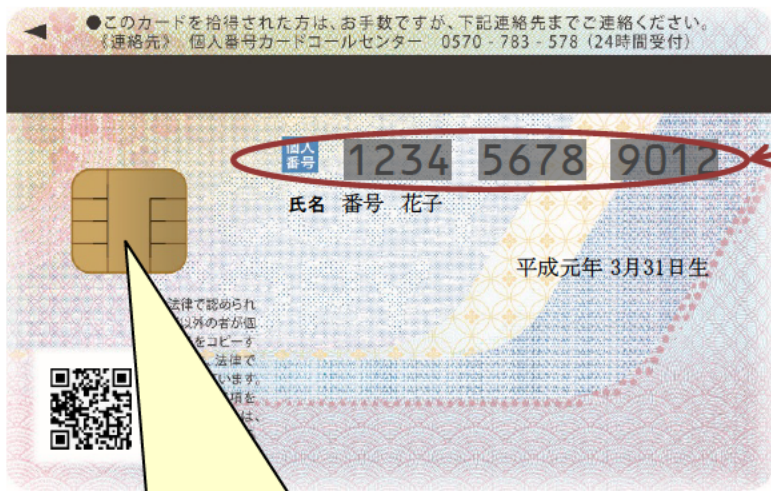
失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区〇〇〇〇-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

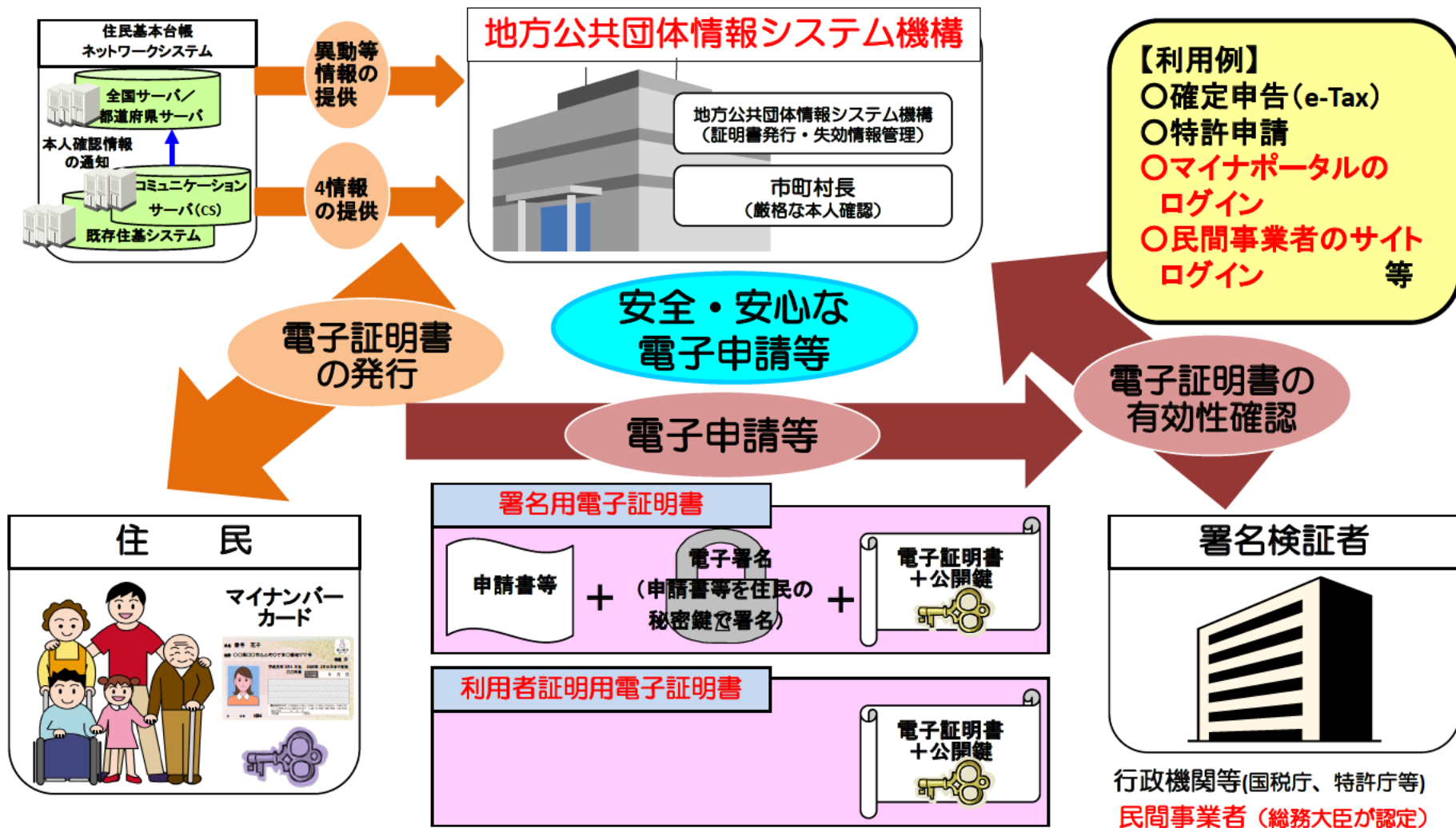
③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く

公的個人認証サービスについて

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。



マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

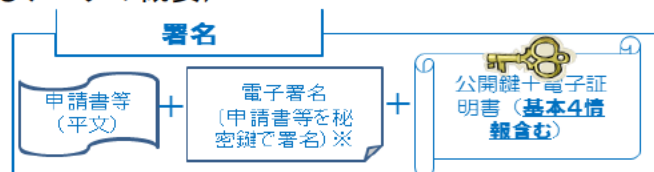
公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書

(性質)
インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

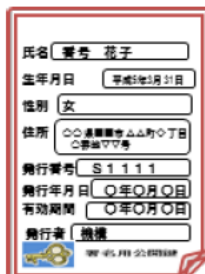
(利用されるデータの概要)



署名用 秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用 秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

公的個人認証サービスの仕組み(署名用電子証明書)

- (1) 発信者がマイナンバーカードに格納されている秘密鍵を用いて文書を暗号化し、その秘密鍵とペアとなっている公開鍵とともに元の文書、暗号化した文書を送付。
- (2) 受信者は発信者から送付を受けた公開鍵を用いて暗号化した文書を復号し、文書本体と突合し、改ざんの有無を検知。
- (3) 受信者は送付を受けた署名用電子証明書の有効性を確認。

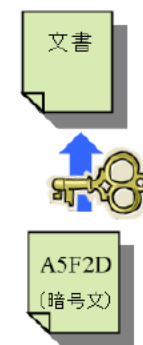
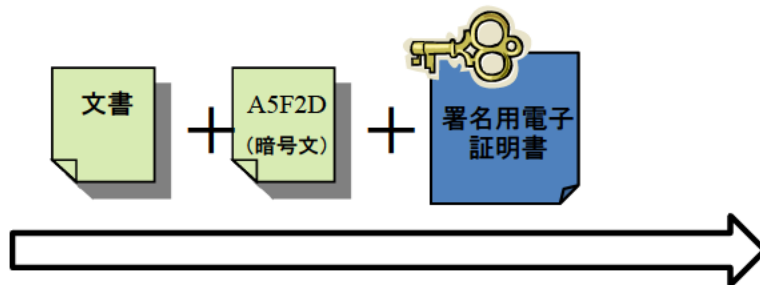
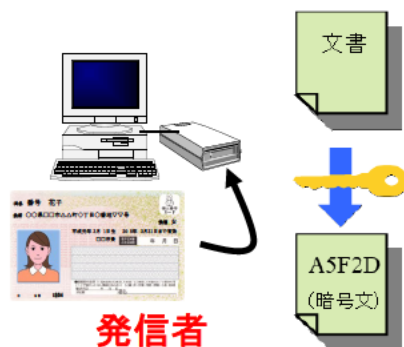
【確定申告における例】

- ①マイナンバーカードに格納する秘密鍵で文書を暗号化

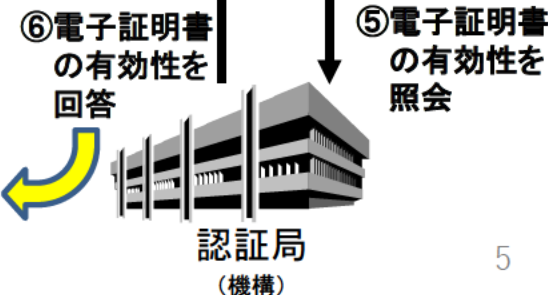
- ②文書本体と併せ、暗号化された文書と公開鍵・電子証明書を送付

- ③発信者から送付された公開鍵で暗号化された文書を復号化

- ④文書本体と突合し、改ざん有無を検知



国税庁(受信者)

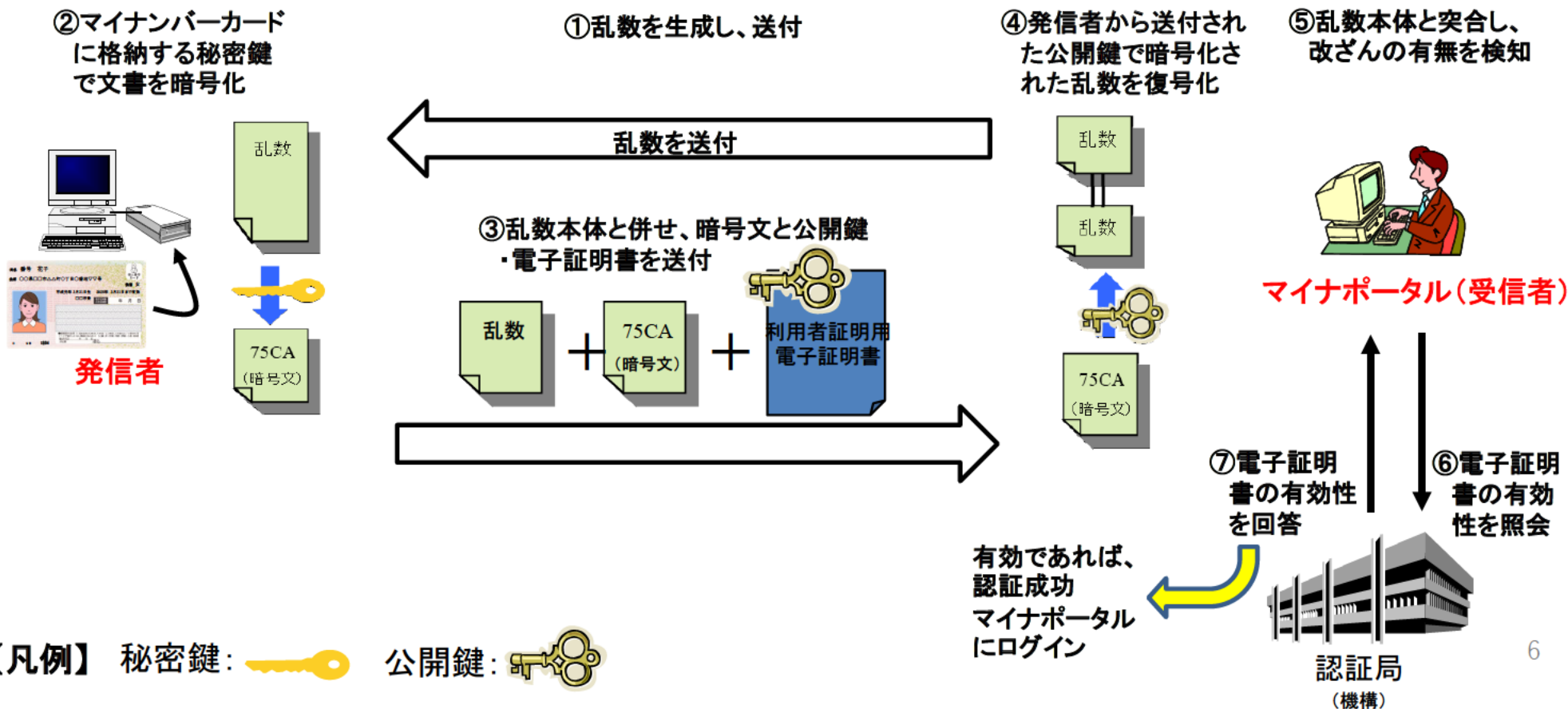


【凡例】 秘密鍵:  公開鍵: 

公的個人認証サービスの仕組み(利用者証明用電子証明書)

- (1) 受信者から乱数を送付
- (2) 発信者がマイナンバーカードに格納されている秘密鍵を用いて文書を暗号化し、その秘密鍵とペアとなっている公開鍵とともに元の乱数、暗号化した乱数を送付。
- (3) 受信者は発信者から送付を受けた公開鍵を用いて暗号化した乱数を復号し、乱数本体と突合し、改ざんの有無を検知。
- (4) 受信者は送付を受けた利用者証明証電子証明書の有効性を確認。

【マイナポータルにおける例】



新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえれば、緊急時におけるより迅速・確実な政府サービスの供給の実現が早急に求められており、また、フリーターを含めたセーフティネットも求められている。さらに、今後の我が国の成長力や国際競争力を維持するためには、今後5年間、集中的に、行政を含むあらゆる分野において、マイナンバー制度を基盤として、データ・AIを最大限活用できるシステムへの変革に取り組むことが重要である。

こうした観点から、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善が必要であり、以下の課題について本WGを中心に検討を進め、年内に、新たな工程表を策定し、できるものから実行に移していくとともに、マイナンバーカードの交付想定を踏まえ、マイナンバーカードの取得促進を加速する。

1. マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

- 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段(地域の支援体制、オンライン処理等)の確保
- カード機能(公的個人認証サービス)の抜本的改善(スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等)
- マイナポータルなどのUX(ユーザー・エクスペリエンス)・UI(ユーザー・インターフェース)の最適化
- 民間利用の拡大(マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等)
- 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討
- 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討
- マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築(民間情報と電子申請等の連携、税(所得情報)と社会保障の連携等)の検討

2. マイナンバーカードの取得促進

- カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポートを含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)
- 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨
- 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付
- マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ
- マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

3. マイナンバー制度の利活用範囲の拡大

- 多様なセーフティネット:児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- 教育:学校健診データの保管、GIGAスクールにおける認証手段等の検討
- 金融:公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込(マネロン対策・特殊詐欺対策)、預貯金付番の在り方の検討
- 各種免許・国家資格等:運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

4. 国と地方を通じたデジタル基盤の構築

- マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン
- 民間との相互連携の強化(API利用の促進)・官民接続基盤の整備(携帯会社、会計ソフト、金融機関等)・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築
- 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- オンラインによる手続きの完結、即日給付、オンライン手続きにおける「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備
- デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開
- クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現
- 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し
- マイナンバーカードを活用した自治体と住民による情報の相互活用(健康情報、電力使用量等)
- 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

5. マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

- 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- カードの発行・運営体制の抜本的強化(JLISの体制強化、専門性向上、国の関与等)
- 24時間365日、安定稼働できる仕組み
- システムリスク管理の強化(リリースプロセスの確立、品質管理の強化等)
- 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化
- 海外でも利用可能となるように、マイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記、読み仮名の法制化等の検討
- 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

マイナンバーカードの申請・交付状況

【令和2年11月1日（日）時点】

	累計数	1日当たり平均 (8月の1か月間)	1日当たり平均 (9月の1か月間)	1日当たり平均 (10月の1か月間)
有効 申請受付数	31,555,229	58,881	64,224	43,867
交付実施済数	27,773,689	64,748	63,186	70,949

(1日当たり平均は、土日祝日を除く)

(※)有効申請受付数とは、申請受付数から申請辞退等により交付をとりやめたものとして把握できた数値を除いた数であり、これらを含めた申請受付の総累計数は、33,177,351となっている。

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧

対応スマートフォンの機種数
(2020年9月14日現在)

Android 160機種
iPhone 12機種 ※iPhone7以降対応

Android

2020年

【シャープ製】

ドコモ 2 機種、KDDI 2 機種、ソフトバンク 2 機種、楽天モバイル 1 機種、MVNO 2 機種、Y!mobile 1 機種



【サムスン製】

ドコモ 3 機種、KDDI 3 機種、楽天モバイル 2 機種、UQ 1 機種



【LG製】

ドコモ 8 機種、KDDI 3 機種、ソフトバンク 2 機種、Y!mobile 1 機種



【富士通製】

ドコモ 2 機種、楽天モバイル 1 機種、MVNO 2 機種、UQ 1 機種、TONEモバイル 1 機種



【ソニー製】

ドコモ 2 機種、KDDI 2 機種、Y!mobile 1 機種、SIMフリー 2 機種



【Google製】

Pixel 7 機種

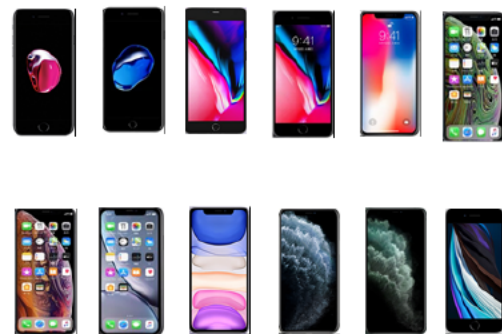


iOS (iPhone)

2019、2020年

【Apple製】

iPhone12機種



2016年からの対応Androidスマートフォンは以下のとおり (数字は機種数)

- 2016年 【シャープ製】ドコモ1、KDDI2、ソフトバンク1、MVNO1 【富士通製】ドコモ2
- 2017年 【シャープ製】ドコモ2、KDDI3、ソフトバンク3、Y!mobile1、UQ3、J:COM1、MVNO2 【富士通製】ドコモ4 【ソニー製】ドコモ2、KDDI1、ソフトバンク1
- 2018年 【シャープ製】ドコモ2、KDDI2、ソフトバンク2、Y!mobile1、UQ1、MVNO2 【富士通製】ドコモ2 【ソニー製】ドコモ4、KDDI3、ソフトバンク2 【サムスン製】ドコモ4、KDDI3 【トリニティ製】SIMフリー1
- 2019年 【シャープ製】ドコモ2、KDDI3、ソフトバンク3、楽天モバイル2、MVNO3、UQ1、Y!mobile1 【富士通製】ドコモ1、ソフトバンク1、法人向けSIMフリー2、Y!mobile1
- 【ソニー製】ドコモ3、KDDI3、ソフトバンク2、楽天モバイル1、Y!mobile1、UQ1 【サムスン製】ドコモ5、KDDI5、UQ2、JCOM1 【京セラ製】KDDI2、Y!mobile1

(参考) 関係条文①

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)(抄)

(署名用電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書(署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「署名利用者確認」という。)をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項及び第三十八条の二第一項において同じ。)その他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(参考) 関係条文②

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)(抄)

(利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二條 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書(利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。)の発行の申請をすることができる。

- 2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)に記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。
- 3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者証明利用者確認」という。)をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。
- 4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。
- 8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。